

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う

一般的な指導及び監督の指針」の改正について

(平成 29 年 3 月 12 日施行)

準中型免許創設に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、今般、国土交通省「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部が改正されました。

この改正により、指導項目及び内容が一部追加されたほか、初任運転者に対する座学等の指導については、一般的な指導・監督と同様の内容を 15 時間以上実施することとされています。

一般的な指導及び監督の指針 【改正事項】

◆指導項目 1 項目から 11 項目(7 項目は改正なし)で教育内容の追加あり
追加内容については、資料 2 ページ、改正後の追加内容を参照

◆指導項目 12 項目が新設

項 目：「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」

内 容：運転者に安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

(例) 衝突被害軽減ブレーキ、アダプティブ・クルーズ・コントロール
ふらつき注意喚起装置、車両逸脱警報装置、車両安定性制御装置等

◆ 特定運転者（初任運転者）に対する特別な教育 【改正事項】

概 要 平成 29 年 3 月 12 日以降の新規採用者に対して該当します

- ① 一般的な指導及び監督の内容に準じる (現行：4 項目)
- ② 座学及び実車を用いることにより 15 時間以上 (現行：6 時間以上)
- ③ 実際にトラックを運転させて指導 20 時間以上 (現行：可能な限り)

※ 上記の①～③の指導内容及び指導時間以外は従来通りとなります。

※新規採用者に対しては、これまで通り、運転記録証明書による事故歴の把握、初任診断の受診(事業用自動車に乗務する前 3 年間に初任診断を受診したことがないもの)が必要となります。

※国土交通省作成実施マニュアルは下記 URL よりダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

自動車総合安全情報ホームページ→事業自動車の安全対策→事業者が取り組む安全対策→
運転者に対する教育より実施マニュアルがダウンロード出来ます。

貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要 国土交通省

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】

○「一般的な指導及び監督の内容」

題目	改正後の追加内容
① 「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③ 「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる
④ 「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤ 「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる
⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	— (改正なし)
⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪ 「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫ 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

別紙

上記事項を実施するための期間 ▶ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の内容及び時間

○「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

- ◆ 一般的な指導及び監督内容を実施
- ◆ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施
 - ➡ 15時間以上 現行:6時間以上
 - ◆ 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 ➡ 20時間以上【新設】

※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導 (座学のみ)

運転者毎の重点項目の設定

運転者に対する指導を効率的に行うため、指導及び監督の内容の中で重点項目を定めましょう。

- 適性診断やドライブレコーダー等の記録、健康診断結果等により把握した、運転者の運転傾向や健康状態を踏まえつつ、指導及び監督の内容の中で特に強化すべき事項を抽出し、重点項目としましょう。

指導及び監督の実施計画の作成

指導・監督指針の内容を網羅的に指導するとともに、運転者毎の重点項目を指導するための計画を立てましょう。

- 指導・監督指針の内容について、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を運転者が習得できるよう、計画（年間、月間、週間など）を立てます。
- 指導計画は、指導・監督指針の内容を全て網羅していることを確認しましょう。
- 指導内容に応じて、個人的な指導がよいのか、集団で指導するのがよいのかを検討しましょう。

◇個人指導

一対一で運転者の特性に合わせた指導を行います。

◇集団指導

集団に対する指導や、運転者同士のディスカッションにより、理解を深めます。他の運転者の意見も聞くことができ、ひとりよがりにならずに安全について認識を深めることができます。

指導及び監督計画の例

月日	曜日	時間	教育内容	備考
○/○	月	午前	トラックを運転する場合の心構え	安全運行の心構え等
		午後	健康管理の重要性	個々の運転者の状態に応じた個別指導等
○/○	火	午前	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	トラック運行に係る法令、安全な運転方法等
		午後	危険予測及び回避	ヒヤリハット等に基づく危険予知訓練等
○/○	水	午前	トラックの構造上の特性	トラック・トレーラの特性に合わせた運転等
		午後	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	過労運転防止の注意、飲酒や薬物による危険運転の防止等
○/○	木	午前	貨物の正しい積載方法 過積載の危険性	正しい固縛の方法、過積載の危険性について等
		午後	危険物を運搬する場合に留意すべき事項	危険物の取扱い等
○/○	金	午前	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	適切な運行経路について等
		午後	運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法	運転支援装置の正しい理解等
○/○	土	午前	運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断結果等に基づく個別指導等

※定期的に計画を立て、指導・監督の内容を網羅的に実施していくことが必要です。上記は、1週間で指導を実施していく場合の教育日程の例です。スケジュールについては、運転者の勤務状況を考慮して作成しましょう。

乗務員教育実施計画（例）

12項目の内容を1年の内に実施し、回数は職場の状況に応じて設定して下さい。
例えば、1回の運転者教育で3項目ずつ、1年の間に4回に分けて実施しても構いません。

月	指 導 項 目
4月	トラックを運転する場合の心構え
5月	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
6月	トラックの構造上の特性
7月	貨物の正しい積載方法
8月	過積載の危険性
9月	危険物（自動車事故報告規則第2条第3項に規定されたもの）を運搬する場合に留意すべき事項
10月	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
11月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
12月	運転者の運転適性に応じた安全運転
1月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
2月	健康管理の重要性
3月	【新設】安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
	※国交省告示 1366 号 12 項目以外の自社独自の教育内容があれば、合わせて記載

*各事業所において、継続的・計画的に実施するための基本的な計画を作成して下さい。但し、内容につきましては「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の12項目に基づき設定し、乗務員に対する教育を実施して下さい。

また、教育実施後には、次頁以降の乗務員教育記録簿をコピーして活用する等し、必ず実施記録を作成し、適切に保存して下さい。

*乗務員教育実施日に出席出来なかった乗務員に対しても必ず指導を実施し、記録を残して下さい。

【H29. 3. 12 改正】

初任運転者教育記録簿

平成 年 月～ 年 月

社名	
----	--

初任運転者に対する特別指導【H29. 3. 12 改正】		検	指導者	補助者
		印		
氏名				
実施場所				
実施者				

特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項対応 記録簿】

内容	日時
① 「トラックを運転する場合の心構え」	年 月 日 : ~ : (計 分)
② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	年 月 日 : ~ : (計 分)
③ 「トラックの構造上の特性」	年 月 日 : ~ : (計 分)
④ 「貨物の正しい積載方法」	年 月 日 : ~ : (計 分)
⑤ 「過積載の危険性」	年 月 日 : ~ : (計 分)
⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	年 月 日 : ~ : (計 分)

*一般的な指導及び監督内容(12項目)を座学および実車を用いることにより実施→15時間以上

初任運転者に対する特別指導【H29. 3. 12 改正】		検	指導者	補助者
		印		
氏名				
実施場所				
実施者				

特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項対応 記録簿】

内容	日時
⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	年 月 日 : ~ : (計 分)
⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	年 月 日 : ~ : (計 分)
⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	年 月 日 : ~ : (計 分)
⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因 及びこれらへの対処方法」	年 月 日 : ~ : (計 分)
⑪ 「健康管理の重要性」	年 月 日 : ~ : (計 分)
⑫ 「安全性の向上を図るための装置を備える 事業用自動車の適切な運転方法」	年 月 日 : ~ : (計 分)
その他	
○運転記録証明書 取得年月日	
年 月 日取得 事故歴 有 ・ 無	
○初任診断	
年 月 日受診	

*積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

無事故・無違反
(5年間)
運 転 記 録 (3年間)
(1年間)

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。
また、「運転記録」の場合、「5年間」「3年間」「1年間」の別についても、
同様に表示して下さい
表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。

自動車安全運転センター
宮 崎 県 事 務 所 長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請書」および「証明書受領
について委任を受けましたので委任状（申請者一覧） 枚をそえて証明書の交付を申請します
なお申請者は 名です。

平成 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)

住 所 (所在地) : 〒

法人名 (事業所名) :

役職・氏名等 :

印

連絡先担当者 :

連絡先電話番号 :

委任状 (申請者一覧)

No _____

(代理人)

法人名

(事業所名)

印

役職・氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付申請手続き及び証明書受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止の統計分析資料の作成に使用し提供すること、ならびに代理人が証明書の内容を交通事故防止の統計分析資料の作成に使用し提供すること、ならびに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

番号	※整理番号 記入しないでください	免許証番号	フリガナ 氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大 昭 平 年 月 日	
2					大 昭 平 年 月 日	
3					大 昭 平 年 月 日	
4					大 昭 平 年 月 日	
5					大 昭 平 年 月 日	
6					大 昭 平 年 月 日	
7					大 昭 平 年 月 日	
8					大 昭 平 年 月 日	
9					大 昭 平 年 月 日	
10					大 昭 平 年 月 日	
11					大 昭 平 年 月 日	
12					大 昭 平 年 月 日	
13					大 昭 平 年 月 日	
14					大 昭 平 年 月 日	
15					大 昭 平 年 月 日	
16					大 昭 平 年 月 日	
17					大 昭 平 年 月 日	
18					大 昭 平 年 月 日	
19					大 昭 平 年 月 日	
20					大 昭 平 年 月 日	

運転記録証明書 申請先

郵便番号	880-0835
住 所	宮崎市阿波岐原町前浜4276-5 (宮崎県総合自動車運転免許センター2階) 自動車安全運転センター 宮崎県事務所
電話番号	0985-29-3456

企業、一括申請用

申請書と委任状の両方を作成していただきます。委任状には、申請者の氏名、免許証番号、生年月日、委任年月日を記入していただき、必ず氏名の横に押印をしてください。押印のないものに関しては受理ができないようになっております。お名前は楷書でハッキリとご記入ください。事務所で書類を受理してから約1週間から10日ほどで証明書を交付します。大口の申請の場合には、約2週間から3週間程度かかる場合もあります。

**自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
概要編**



トラック事業者編

一般的な指導及び監督の指針の解説(概要版)

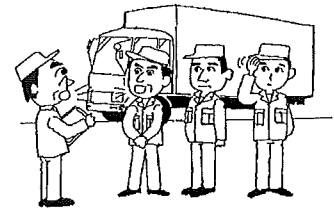
- ◆ 指導及び監督において、以下の内容を運転者に指導し、認識を共有することにより、これを徹底しましょう。
- ◆ これらの内容は、交通事故の発生状況等に応じて、適宜見直しましょう。
- ◆ 指導及び監督を実施する際には、これらの内容を一年間で確実に実施しましょう。
- ◆ 新たに雇い入れた者(初任運転者)に対しても、当該事業者において初めてトラックに乗務する前にこれら全ての内容を実施することが必要です。
- ◆ 指導及び監督を行った日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存することが義務付けられています。

I.トラックを運転する場合の心構え

(1) トラック輸送の社会的重要性

● トラック輸送の社会的に重要な役割

トラック輸送は、日本経済を支える物流基盤として、緊急・救援物資輸送を行うライフラインとして社会的に重要な役割を果たしているとの自覚を促しましょう。



● トラック事故が社会的に及ぼす影響の大きさ

トラックの大きな車体は、大きな事故を引き起こす可能性があり、また、道路交通量の中でトラックの走行は大きな割合を占めているため、トラック事故が社会に与える影響の大きさを理解できるよう説明しましょう。

(2) トラック事故の社会的影響

● トラックの運転が他の運転者に与える影響の大きさ

トラックは、一般乗用車の運転者から見れば、車体の大きさ、長さなどの違いから、恐怖の対象と見られかねません。相手の立場に立った運転を心がけるよう指導しましょう。

● 模範となる運転者としての心構え

トラック運転者は、プロの運転者であるからこそ、模範となる運転者として、他の運転者の手本となるべき安全でマナーの良い運転や、健康管理を心がけるよう指導しましょう。

(3) 交通事故統計を用いた教育

トラックによる交通事故の発生傾向を把握し、交通事故抑止のためにより一層の努力が必要であることを共有しましょう。また、事業者ごとに運んでいる荷物や走行する経路が違うことから自社や関係地域における事故の発生状況を調査・分析し、事故の実例を指導監督に活用することが必要です。

Ⅱ.トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

(1) トラック運行に係る法令

● 貨物自動車運送事業に係る法令

貨物自動車運送事業に係る法令としては、「貨物自動車運送事業法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

● 自動車の運転に係る法令

自動車の運転に係る法令としては、「道路交通法」などの法令がありますが、これらの法令の概要や運転者が遵守すべきポイントに関する運転者の理解度を確認しましょう。

(2) 義務を果たさない場合の影響の把握

トラックの運転者が法令による義務を果たさない場合に生じる交通事故の実例を説明することなどにより、義務を果たすことの重要性を理解するよう指導しましょう。



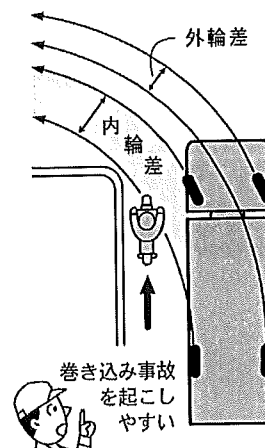
これを活用！

交通ルールについては、運転免許更新時に配布される「交通の教則」に詳細なルールがまとめられています。

Ⅲ.トラックの構造上の特性

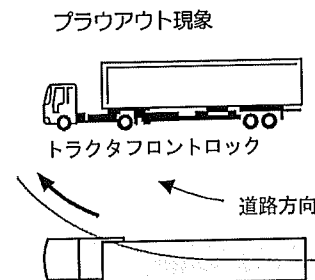
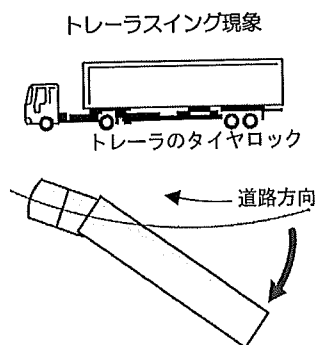
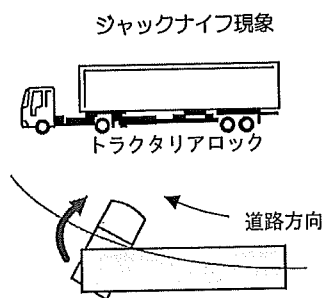
(1) トラックの特性に合わせた運転

トラックは、車高が高い、車長が長い、車幅が広い、死角が大きい、スピードの影響が大きいなどの特徴があることを十分理解させ、法定速度の遵守、十分な車間距離の確保、右左折時の十分な減速などの運転を徹底するよう指導しましょう。



(2) トレーラの特性に合わせた運転

トレーラは、トラックと比較して内輪差や死角が大きいだけでなく、横転しやすい特徴、また、ジャックナイフ現象などの特有の現象について事故事例を説明する等して、急のつく運転はせず、ブレーキには特に注意した慎重な運転を心がけるよう指導しましょう。



(3) 貨物の特性を理解した運転

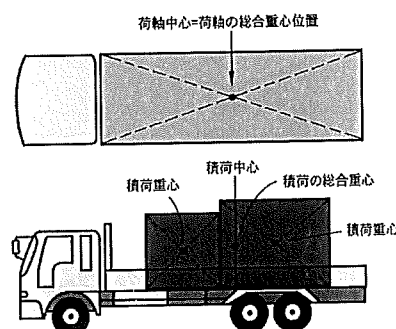
貨物積載時と空車時では運動性能等に違いが生じることや、高重心の貨物や液体貨物の積載時には横転の危険性が増すなど、貨物の内容や特性により適切な運転を行うことが必要であることについて理解を深めましょう。

IV.貨物の正しい積載方法

(1) 偏荷重の危険性

偏荷重が発生する要因は、積荷の積み方や固縛が十分でないことによる、運行中の荷崩れによるなどが挙げられ、偏荷重が発生すると、車体に負荷がかかるなどの危険性が高いことを、事故事例を説明する等して理解するよう指導しましょう。

積付け時に確認する重心位置



(2) 安全輸送のための積付け・固縛の方法

積載制限として、長さ・幅・高さなどの制限が規定されているなど、積載のルールが定められており、積荷の形状に合わせ、正しい方法の積付け・固縛を行うことが必要であることを、事故事例を説明する等して理解させ、ルールを遵守して偏荷重の起こらない積付けを行うことの必要性を指導しましょう。

(3) 荷崩れ防止のための走行中の注意点

荷崩れが起こった場合の危険性について事故事例を説明する等して理解させ、慎重な走行を心がけることが必要です。

- ・ハンドル操作をゆっくりとする（急なハンドル操作はしない）
- ・余裕をもった運転で、急ブレーキはかけない。
- ・走行の途中には必ず積荷の固縛の状態を点検します。
- ・高速道路では特に固縛をしっかりとし、積荷に配慮した運転をします。

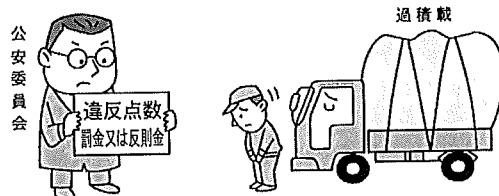
V.過積載の危険性

(1) 過積載による事故要因と社会的影響

過積載によって、車両は事故を招きやすい状態となることを事故事例を説明する等して理解させ、過積載によって生じる事故は社会的影響が大きく、危険について理解を深め、過積載運行を行ってはならないとの意識を形成しましょう。

過積載に係る運転者に対する罰則又は反則行為に関する処理

過積載の程度	大型車・中型車		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	罰金	3点	35,000円
5割以上 10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円



(2) 過積載による罰則

過積載運転により、運転者には違反点数・罰金又は反則金などの罰則が科せられ、過積載と認められた場合には、警察による措置について確認しましょう。

(3) 過積載の防止

積載量の制限は、車両によって異なることから、これを正しく理解し、適正な積載量での運行が必要であることを認識するよう指導しましょう。

VI.危険物を運搬する場合に留意すべき事項

(1) 危険物の性状

危険物に対する正しい知識として、危険物の種類、その危険性、その性状などについて理解させるとともに、危険物の性状に合わせた対処方法を含めて、運転者の理解を深めましょう。

(2) 危険物輸送の基本事項

危険物の輸送には、危険物取扱の資格が必要となり、運転にあたっては、安全確認を十分に行い、必要な備品、携行品を確認するよう運転者に周知・徹底しましょう。万が一、事故が起こった場合には、適切な処置を行い、被害を拡大させないことの重要性を指導を通じて確認しましょう。

(3) タンクローリー運行上の注意事項

特に、タンクローリーは、危険物を運搬している場合が多く、また横転の危険性が高いことから、十分に注意し、慎重に運行することが必要であることを、事故事例を説明する等して指導を通じて確認しましょう。

VII.適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況

(1) 適切な運行経路の選択と経路情報の把握

安全な運行を行うためには、運行前に道路状況、気象状況、ヒヤリハット等の危険地点などの情報の入手、安全な経路の検討などを行う必要があり、適正な運行経路の選択の必要性を実感できるような指導を心がけましょう。

(2) 許可運送における経路選択

許可運送は、規定法令の制限を超えた積載物を運送するため、特殊な運行となり、許可証の携行、指定条件の遵守、道路状況の事前確認などが必要であることを周知徹底しましょう。

Ⅷ.危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

(1) 危険予測運転の必要性

事故を起こさない運転をするためには、「危険の予測」即ち、見えない危険を読む力をつける、相手の特性を理解する、気象状況や周囲の状況に目を配ることが必要である意識を、事故事例の説明を通して共有し、運転者の理解を確認しましょう。

(2) 危険予測のポイント

道路には、歩行者、自転車、二輪車・原付、他の車両などが行き交っていますが、それぞれの行動特性を理解することで、走行時に配慮ができ、事故を回避する運転が可能となることを、運転者は指導を通して確認し、今後の運転に生かしましょう。

また、悪天候や夜間においては、事故発生のリスクが高まります。どのようなリスクがあるのかを理解することで、危険への配慮とともに、慎重な運転の心がけにより事故が回避できることを指導しましょう。

(3) 危険予知訓練

「危険予知訓練」は、実際に、トラック運行の交通場面では、どのような危険があるか、どのような運転をすればよいのかを考える訓練です。集団教育等に活用し、運転者に危険回避方法などを指導しましょう。

(4) 指差呼称及び安全呼称

日常点検や運転行動、固縛作業を一人ひとりの運転者が確実に実施するために、「指差呼称」や「安全呼称」を習慣化することが有効であることを指導しましょう。

(5) 緊急時における適切な対応

● 交通事故や車両故障が発生した際の対応

交通事故が発生した場合には、運転者は即座に「負傷者の救護」、「道路上の危険の除去」、「警察への報告」、「事業者への報告」等を行わなければならないことを指導しましょう。

● 自然災害の発生に備えた対応

運転者は、大雪、地震等の自然災害の発生に備えた平常時からの気象状況等の収集・把握から自然災害に遭遇した際の対処方法に関する指導を行うことが大切です。

■ ドライブレコーダーの映像を用いた危険予知トレーニング

実際の映像に基づく訓練は、事故の危険性を実感でき、また事故が起こった要因を深く検証できます。



資料提供：(独)自動車事故対策機構

IX. 運転者の運転適性に応じた安全運転

(1) 適性診断の必要性

「運転者適性診断」は、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者が受診することが義務付けられています。また、一般運転者に対しても、運転者のくせを科学的に測定できることから、運行の安全確保に役立っています。運転者の診断を徹底して励行させ、診断結果を日々の指導や教育時などに活用するとともに、運転者には結果を真摯に受け止め、自覚させることが大切です。

(2) 適性診断結果の活用方法

運転者適性診断の結果は、それぞれの運転者が適性に応じて、配慮すべき事項はさまざまとなります。診断結果を活かして、自分のくせを理解・克服するよう、指導・監督を行っていくことが必要です。



これを活用！

(独)自動車事故対策機構 (<http://www.nasva.go.jp/fusegu/tekisei.html>)、ヤマト・スタッフ・サプライ(株) (<http://www.y-staff-supply.co.jp/safety/>)では、適性診断結果の活用講座などを実施しています。

X. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法

(1) 交通事故の生理的・心理的要因

事故の原因となる生理的・心理的要因としては、過労状態であること、飲酒、運転技能への過信、あせる気持ち、興奮状態などさまざまであり、どのような状態がこのような要因を生むのか、運転にどのような影響を及ぼすのかを事象例を説明する等して詳しく指導しましょう。

(2) 過労運転防止のための留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に規定されている拘束時間・休息期間を遵守するとともに、早めの休憩をとり休憩時には身体を動かす、2時間に1回は15分以上の休憩をとるなど、過労とならない運転を心がけることが必要なことを説明しましょう。

また、日常生活も運転に影響を及ぼします。健康管理を怠らないだけでなく、疲労や悩みを運行に持ち込まないように、過労による事象例を説明する等して指導し、運転者に徹底を促しましょう。

■ 「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」

厚生労働省では、医学研究の結果等に基づいた「働く人の疲労蓄積度セルフチェック」を公表しており、ドライバー自身がセルフチェックできるようになっています。



これを活用！

「働く人の疲労蓄積度セルフチェック(働く人用)」は、厚生労働省のHPに掲載されています。
(<http://kokoro.mhlw.go.jp/fatigue-check/worker.html>)

(3) 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点

体内に入ったアルコールはすぐには消えません。乗務予定を正確に把握し、乗務前日から飲酒、酒量を控えることが必要なことを認識するよう指導しましょう。

XI.健康管理の重要性

(1) 健康起因の事故と健康管理の必要性

疾病が要因の交通事故が多くなっています。特に、脳や心臓の疾患、糖尿病などを要因としている事故が多く、心臓疾病は運転者の死亡率も高くなっています。

併せて、運転者に対するメンタルヘルス不調の予防対策が求められています。心身の健康管理のためには、定期的な健康診断およびストレスチェックの受診を徹底させ、注意事項が指摘された場合には、必ず適切な治療をするよう指導しましょう。

(2) 健康管理のポイント

心身の健全を保つと同時に、プロの運転者として規則正しい生活を心がけ、自己の健康管理していくことが大切さを徹底して指導しましょう。

運行管理者は、運転者に対して、疾病の運転に対する影響、体調の異常を感じた場合の対応などについて指導の徹底を図っていくことが必要です。

XII.運転支援装置を備えるトラックの適切な運転方法

(1) 運転支援装置に係る事故の事例

運転支援装置に関する性能の理解不足や過大評価により事故が発生する可能性があることを、事故の事例を説明することにより指導しましょう。

車両メーカー毎に性能に違いがあることや一般的な認識と正確な性能や作動条件には違いがあることを知ることが重要です。

(2) 運転支援装置の性能および留意点

衝突被害軽減ブレーキ等の代表的な装置の説明に加え、自社の車両に搭載されている運転支援装置の性能や適正な使用方法を説明しましょう。